産業標準化法施行に伴う用語及び法・省令箇条の改正一覧(抜粋版)

用語の改正

改正前	改正後
工業標準化法	産業標準化法
日本工業規格	日本産業規格
日本工業標準調査会	日本産業標準調査会
日本工業規格への適合性の認証に関する省令	鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適
	合性の認証に関する省令

条項の改正:法

改正前	改正後	備考
第十九条第一項~第三項	第三十条第一項~第三項	鉱工業品の表示
第十九条第四項	第三十四条	JIS マークの表示の禁止
第二十条第三項		
第二十条第一項、第二項	第三十一条第一項、第二項	加工技術の表示
第二十一条第一項、第二項	第三十五条第一項、第二項	報告徴収及び立入検査
第二十一条第三項	第三十五条第五項において準用す	立入検査員の身分証票
	る第二十九条第二項	
第二十一条第四項	第三十五条第五項において準用す	立入検査権限の解釈
	る第二十九条第三項	
第二十二条第一項、第二項	第三十六条第一項、第二項	表示の除去命令等
第二十三条第一項~第三項	第三十七条第一項~第三項	外国製造業者等の表示
第二十三条第四項	第三十七条第七項	外国製造業者等の準用規定
第二十四条第一項、第二項	第三十八条第一項、第二項	JIS マーク品の輸入
第三十条	第四十四条	手数料
第三十一条	第四十五条	認証の義務
第四十条	第五十四条	報告徴収及び立入検査
第四十一条	第五十五条	外国認証機関の認証の義務等
第四十二条	第五十六条	外国認証機関の登録の取消し等
第六十九条の二	第七十三条	NITE の事務
第六十九条の三	第七十四条	NITE の立入検査
第七十条	第七十八条	罰則
第七十一条	第七十九条	
第七十二条第一号~第四条	第八十条第二号~第五号	
第七十三条	第八十一条はしら書き	
(新設)	第八十一条第一号、第二号	

条項の改正:省令

改正前	改正後	備考
(新設)	第九条の表の七の項	認証に係る審査の実施時期及
第九条の表の七の項	第九条の表の八の項	び頻度
第十条第二項	(ただし書きの追加)	
(新設)	第十四条の表の二の項	認証に係る公表の基準
第十四条の表の二の項	第十四条の表の三の項	
第十四条の表の二の項の第二欄の	(削除)	
第二号		
第十四条の表の二の項の第二欄の	第十四条の表の二の項第二欄の第二	
第三号、四号	号、三号	
第十四条の表の三の項	第十四条の表の四の項	
第十四条の表の三の項の第二欄の	(削除)	
第二号		
(新設)	第二十一条第一項第六号	公示の基準
第二十一条第一項第六号	第二十一条第一項第七号	